

## 板橋区浄化槽指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、その他浄化槽関係規程に定めるもののほか、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、公共用水域等の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の設置基準、手続及び維持管理等に関し浄化槽関係者が行うべき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによるもののほか、次に定めるところとする。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水（厨房、浴室、洗濯排水等の生活排水）を一括して処理する浄化槽で、別表1に定めるものをいう。ただし、第3条第2号では、建設省告示第1292号第13に基づき建設大臣の認定を受け、かつ生物化学的酸素要求量10mg/l以下、全窒素10mg/l以下の処理性能を有する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項の規定による設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条第1項の規定による定期検査（以下「11条検査」という。）をいう。
- (5) 維持管理 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等、浄化槽の性能及び機能を正常に維持するための管理全般をいう。
- (6) 指定検査機関 法定検査の業務を行う者として、法第57条第1項に基づき知事が指定する者をいう。
- (7) 技術管理者 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）8条の資格を有する者で、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当する者をいう。
- (8) 浄化槽関係団体 浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者等が構成する団体をいう。

(設置基準等)

第3条 浄化槽設置基準は次のとおりとする。

- (1) 設置基準 浄化槽を新たに設置するときは、[別表1](#)で定める合併処理浄化槽とする。
- (2) 設置場所
  - ① 維持管理を容易に行えること。
  - ② 敷地付近に放流先があること。ただし、設置場所周辺に放流できる水路等がない場合は、合併処理浄化槽、付加消毒装置等により、放流水を地下浸透させることができる。

③ 雨水等により冠水しないこと。

④ その他、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。

(3) 放流先 放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当である水路等とする。

(設置等の手続)

第4条 浄化槽の設置等の手続、届出書類等については、次のように定める。

(1) 法の規定に基づく手続

① 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）[別記様式第1号](#)の浄化槽設置届出書に[別表2](#)に掲げる書類を添付し、区長及び区長を経由して特定行政庁に提出すること。

② 法第5条第1項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、共同省令[別記様式第2号](#)の浄化槽変更届出書に[別表2](#)に掲げる書類を添付し、区長及び区長を経由して特定行政庁に提出すること。

③ 法第10条の2第1項の規定により浄化槽管理者は、浄化槽使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書（東京都板橋区浄化槽法施行規則（平成18年板橋区規則第20号。以下「規則」という。）第4号様式）を区長に提出すること。

④ 法第10条の2第2項の規定により政令で定める規模の浄化槽管理者は、技術管理者を変更した場合は、変更の日から30日以内に技術管理者変更報告書（規則第5号様式）を区長に提出すること。

⑤ 法第10条の2第3項の規定により浄化槽管理者が変更になった場合は、新たに浄化槽管理者となった者は、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（規則第6号様式）を区長に提出すること。

(2) 基準法の規定に基づく手続

① 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画通知において浄化槽を設置しようとする者は、当該建築確認申請書又は計画通知書に別表2に掲げる書類を添付して建築主事に申請すること。

② 建築工事の完了前に新たに浄化槽を設置する場合又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をする場合には、あらかじめ建築主事に報告すること。この場合においては、別表2に掲げる書類等のうち変更に係わる書類等を添付すること。

③ 建築工事中に公共下水道等の集合処理施設が供用開始となり浄化槽を設置しなくなった場合は、あらかじめ建築主事に報告すること。この場合においては、別表2に掲げる書類等のうち浄化槽カード（別記第1号様式）に必要事項を記入のうえ、赤字で「設置取消」と記入し、建築主事へ提出すること。

(3) 浄化槽廃止の手続 浄化槽管理者は、法第11条の2の規定により、浄化槽を廃止した場合は、廃止の日から30日以内に浄化槽使用廃止届出書（[環境省令様式第1号](#)）を区長に提出する。

（関係者等の責務）

第5条 次に掲げる浄化槽関係者は、浄化槽の設置、維持管理等にあたっては関係法令に規定するもののほか、次の事項を行う。

(1) 浄化槽管理者 浄化槽管理者は、法定検査を受検し、維持管理を実施し、及び厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）第1条に定める規定により浄化槽を使用するほか、次の事項を行う。

- ① 既に単独処理浄化槽を設置している者は、合併処理浄化槽に転換するよう努めること。
- ② 浄化槽清掃を委託する場合は、法第35条第1項に基づく区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託すること。
- ③ 建築基準法施行令第32条第1項に規定する処理対象人員が201人以上であって、その放流水が水質総量規制地域に流入する浄化槽施設の浄化槽管理者は、法第10条第2項に基づき、自ら技術管理者として浄化槽を管理する場合を除き技術管理者を任命し、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させること。
- ④ 共同で浄化槽を使用する場合又は浄化槽が設置されている建築物を賃貸借する場合は、維持管理主体を明確にすること。

(2) 技術管理者 技術管理者は、施設ごとに専従を原則とし、保守点検作業及び清掃作業の両業務を統括する。

(3) 浄化槽清掃業者 浄化槽清掃業者は、法9条に基づき、厚生省令第3条に規定する清掃の技術上の基準等に従って業務を行うほか、次の事項を行う。

- ① 清掃の実施にあたっては、作業の安全と周辺的环境衛生に十分配慮すること。
- ② 清掃の実施にあたっては、浄化槽管理者又はその代理人等に立会を求め、清掃終了後は確認を受けること。
- ③ 清掃の実施にあたっては、[別表3](#)に掲げる用具を用いること。
- ④ 清掃実施後は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら清掃実施日から3年間保存すること。
- ⑤ 清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告すること。
- ⑥ 浄化槽管理者が11条検査の受検手続を行っていない場合は、浄化槽管理者の委託を受けて手続を行うことができる。
- ⑦ 浄化槽の清掃に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

(4) 浄化槽関係団体 行政の施策に協力し、構成員に対して社会的使命の重要性を認識させるものとする。

付 則

（施行月日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に東京都浄化槽指導要綱の規定により東京都知事がした指導等の行為又はこの規則の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出その他の行為とみなす。

付 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。